

令和7年度

第1回第二農地部会定例会議事録

令和7年4月30日（水）

上越市市民プラザ 2階 第二会議室

令和7年度 第1回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年4月30日(水) 午後3時
会 場 上越市市民プラザ 2階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(8名)

1 番 長井	5 番 橋本	7 番 滝沢
8 番 小山	11 番 笠原	12 番 長瀬
18 番 田鹿	19 番 中嶋	

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	藤村		
(大島区)	高橋	小山	
(牧区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	石野		

2 欠席委員

(1) 農業委員…3 番 竹原 10 番 五十嵐 17 番 高波
21 番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部 (柿崎区) 平野
(大潟区) 細谷 (吉川区) 常山
(三和区) 福原 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	玉井
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1 番 長井 7 番 滝沢

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和7年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員8名、欠席委員4名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 長井委員、 7番 滝沢委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 5番 橋本委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪<u>安塚区駐在室の議案</u>≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 議案書は1頁をご覧ください。 番号2127番は、耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪浦川原区駐在室の議案≫ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から2頁をご覧ください。番号2518番から番号2524番の7件です。すべて合意解約です。 解約理由は、番号2518番から番号2520番の3件は、貸人の都合による解約です。現在の契約内容は、番号2520番の渡人の農地5筆を中間管理事業で県の農林公社が借受け、番号2518番の受人に4筆、2519番の受人に1筆を貸付ける契約となっています。返還後の利用計画は他者に売却予定です。 番号2521番から番号2524番の4件は、現在の耕作者の労力不足によるものです。返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>それでは、3 頁をご覧ください。</p> <p>農地の利用権設定につきましては、ご案内のとおり本年度 4 月から、これまでの農用地利用集積計画による相対契約が廃止となり、原則、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」に移行されました。</p> <p>契約の形態や基本的な考え方は、これまでの一括方式と大きな違いはございません。この農用地利用集積等促進計画の趣旨は、本年度から公示された「地域計画」における「目標地図」の実現に向け、土地の借り受け、貸し付けの手段として、中間管理機構を活用して農地の集約化を進めるものであります。</p> <p>今回の対象農地につきましては、4 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><大島区駐在室の議案></u></p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案書の1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約の届出書1件を受理しましたので報告します。</p> <p>番号2917番は、受人の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は他者に貸付予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p>
大島区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>それでは、2頁をご覧ください。議案第1号は農地法第3条による農地の権利移動と賃貸借権設定の許可についてです。</p>
大島区 駐在室	<p>番号2903番は、譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より贈与により所有権移転するものです。</p>
大島区 駐在室	<p>番号2904番は、譲渡人の労力不足により譲受人と賃貸借権を設定するものです。</p>
大島区 駐在室	<p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>番号2903番、2904番のいずれも事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>番号3433番から3435番までの3件となります。</p> <p>すべて合意による解約であり、解約後の利用形態は全て休耕です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><<u>議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について</u>></p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>それでは、2頁をご覧ください。</p> <p>番号3301番から3303番までの3件となります。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。</p> <p>今回の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3752番から3頁、番号3763番までの12件です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>4頁、番号3708番から6頁、番号3721番までの14件です。</p> <p>いずれも契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	確認された委員の説明を求めます。
長井委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、番号4636番から、4639番までの4件をご覧ください。</p> <p>1頁、番号4636番、4637番は農地法第3条による相対契約の解約分で、他者に貸付予定。番号4638番、4639番は朝日池北部の圃場整備事業に係るもので農地中間管理機構を介しての解約分で、同者への貸付予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

	<p><u><報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
<p>議長</p>	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」報告いたします。</p> <p>2頁、番号4602番をご覧ください。</p> <p>4602番は、大潟区九戸浜地内の傾斜地にある農用地で、土地所有者の自宅車庫の敷地とするために転用するものです。</p> <p>該当する土地は住宅団地内にあり、転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
<p>議長</p>	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号4605番、4606番をご覧ください。</p> <p>4605番は、大潟区九戸浜地内、4606番は、大潟区土底浜地内の農用地で2件とも譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地はいずれも住宅団地内にあり、四方を住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 5302 番をご覧ください。</p> <p>経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
橋本委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><<u>議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について</u>></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定 1 件をご説明いたします。

<p>議 長</p>	<p>議案書 2 頁をご覧ください。</p> <p>今回の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは 1 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動の許可 1 件です。番号 6203 番は、譲渡人が離農し、譲受人に農地を家庭菜園として耕作、管理することを希望するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>中嶋委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>三和区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は1頁、番号8603番から番号8606番までをご覧ください。</p> <p>番号8603番及び8606番は、経営基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えたことにより、農地法第3条による再設定です。</p> <p>番号8604番及び8605番は、労力不足により、譲受人へ所有権を移転するものと貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>本日、確認した委員は欠席ですが、問題ない旨の連絡を受けております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」貸借権設定5件を説明いたします。</p> <p>議案書は2頁から3頁までをご覧ください。</p> <p>2頁、番号8601番及び番号8602番、3頁、番号8605番は、契約期間満了による再設定です。</p> <p>3頁、番号8603番は、労力不足により貸借権を設定するものです。</p> <p>番頭8604番は、取得した農地についてこれまで貸借権を設定していたことから本人の希望により改めて自身への貸借権を設定するものです。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、4頁のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
笠原部会長	<p>【7. その他】</p> <p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>

笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和7年度第1回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後3時37分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>